特別徴収切替届出（依頼）書

市町村使用欄	

令和 ＿＿年＿＿月＿＿日 提出 （宛先）　蓮田市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　　―	特別徴収義務者指定番号	新規	※市町村ごとに異なります
		フリガナ			新規の場合、納入書（　要　・　不要　）	
		名称（氏名）		担当者連絡先	係	
		代表者職氏名			氏名	
		法人番号			電話	―　　―

給与所得者	フリガナ		旧姓	通知番号		本人宛納税通知書をご参照ください。	受給者番号（任意）
	氏名			普通徴収切替期別	期別を〇で囲んでください。 〔１・２・３・４〕期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。【注意事項】1をご確認ください。		
	生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日					
	1月1日現在の住所	〒　　―		特別徴収開始予定月	＿＿月分(＿＿月＿＿日納期限分)から開始します。 ※開始予定月の前々月末を提出期限とさせてい ただきます。【 注意事項 】3、4をご確認ください。		
	現在の住所	〒　　―　　※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		届出理由	1. 入社　　2. その他(		

【 添付書類 】

1. 普通徴収の納付書 （二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。添付できない場合は、普通徴収の納入状況を確認 し、切替後は納入しないよう伝えてください。） ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 注意事項 】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
   普通徴収の納期　1期:6月30日　2期:8月31日　3期:10月31日　4期:1月31日 （土曜・日曜・祝祭日にあたる場合には次の平日）
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に切替ることはできません。
3. 蓮田市では、本届出を受理した月の翌ヶ月以降の月からの特別徴収開始となります。そのため、開始予定月の前々月までを提出期限とさせていただきますので、余裕をもったご提出をお願いいたします。なお、開始予定月が未記入の場合も本届出を受理した月の翌ヶ月を開始月とします。
4. 月割額については、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。通知書は本届出を受理した月の翌月15日前後までに発送します。

【提出先】〒349－0193　埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1　蓮田市総務部税務課　市民税担当

市役所処理欄	□ フ通知・納付書 １・２・３・４ 期戻りあり　□ 控え返送済(　　／　　)　□ 領収書 １・２・３・４ 期　コピー同封あり　□ その他(　　／　　)